

五、日本労働組合連合会 報告書 第六号

六、日本労働組合連合会 報告書

六、日本労働組合連合会 報告書 人権宣言

七、日本労働組合連合会 報告書 労働法

八、日本労働組合連合会 報告書 労働法

九、日本労働組合連合会 報告書 労働法

十、

十一、

十二、日本労働組合連合会 報告書 労働法

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

東京莊園支部ヲ創立シテ

午後二時三十分……午後三時休憩

四、議事

一、支部組織方針ノ件

上提

當初既成支部承認ノ件ヲ報告スル答 議長ハ其ノ方針

ヲ慮レタルモノノ如ク根本方針ヲ定メテ之ヲ討議ス

宣明

支部地域ノ問題

A 支部地域

黨規定ニ基キ原則トシテ地域的ナルヲ要スルモ所ムラ得サ

ル場合ハ地域的ニ依ラス例ヘバ總同盟系團體員ノ支部

ヲ承認ムルコトニ決定

B 支部聯合會地域

支部聯合會ハ大体選舉區毎ニ設置スル方針ヲ以テ進ムコト